本号で公布された法令のあらまし

◇一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令（政令第三一号）（国土交通省）

1　国土交通大臣が維持、修繕、災害復旧その他の管理を行う一般国道の指定区間を追加等することとした。（別表関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、平成三一年三月三日から施行することとした。

◇電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（政令第三二号）（財務省）

1　課税期間が満了したスペイン及び南アフリカ共和国を原産地とする電解二酸化マンガンを除き、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税について、関税定率法の規定に基づき、その課税期間を平成三六年二月二九日まで延長することとした。（第一条及び第二条関係）

2　この政令は、平成三一年三月五日から施行することとした。

◇農業経営基盤強化促進法施行令等の一部を改正する政令（政令第三三号）（農林水産省）

一　農業経営基盤強化促進法施行令及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令の一部改正関係

東日本大震災により被害を受けた者に対する青年等就農資金の貸付けの特例等の適用期間を平成三二年三月三一日まで延長することとした。（第一条関係）

二　東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部改正関係

1　漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令の特例等の適用期間を平成三二年三月三一日まで延長することとした。

2　特定農産加工業経営改善臨時措置法施行令の特例の適用期間を平成三一年六月三〇日まで延長することとした。（第二条関係）

三　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十一号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表百一号の項中「青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野二百三十四番一から同郡」を「つがる市木造越水長谷川百六十二番四から青森県西津軽郡」に、「同郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野二百三十四番一」を「同市木造越水長谷川百六十二番四」に改め、同表百十三号の項中「南陽市赤湯字川尻二千九百七十七番一」を「山形県東置賜郡高畠町大字深沼字舟入千六百二十六番三」に改め、同表二百八十三号の項中「第七地割百五十四番十二から遠野市上郷町平野原三地割二十番二」を「第十三地割二百五十九番一から遠野市綾織町新里二十八地割二十九番一」に改め、「（釜石市甲子町第七地割百五十四番十二から」の下に「同市甲子町第七地割百七十一番一、同市甲子町第四地割二百二十六番九及び」を加える。

附　則

この政令は、平成三十一年三月三日から施行する。ただし、別表百一号の項の改正規定は同月二十六日から、同表百十三号の項の改正規定は同年四月一日から施行する。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十二号

電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第二十五項の規定に基づき、この政令を制定する。

電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成二十年政令第百九十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号を次のように改める。

二　中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）